

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称		採取日時	貯水量 (m³)	分析機関	分析項目				
					全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サンプルタンク)	K	2026/10/23 07:02	850	東京電力	< 1.8E+00	3.1E+02	< 8.6E-01	< 6.0E-01	検出なし
				東北緑化環境保全（株）	< 3.5E-01	3.2E+02	< 7.6E-01	< 6.0E-01	検出なし
運用目標					3.0E+00 (1.0E+00) ※¹	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※²
告示濃度限度※³						6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水水質ガイドライン						1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・ 不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。

・ 〇.〇E±〇とは、 $〇.〇 \times 10^{\pm 〇}$ であることを意味する。

（例）3.1E+01は 3.1×10^1 で31，3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1，3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を 1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134,Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと（天然核種を除く）。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

2026年10月27日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン集水タンク水 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
集水タンク No. 4	2026/10/21 06:35	—	2.8E+02	< 3.7E+00	1.0E+02

- ・不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・ $\text{〇.〇E}\pm\text{〇}$ とは、 $\text{〇.〇}\times 10^{\pm\text{〇}}$ であることを意味する。
（例） $3.1\text{E}+01$ は 3.1×10^1 で31， $3.1\text{E}+00$ は 3.1×10^0 で3.1， $3.1\text{E}-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・全βについては、週1回程度の頻度で分析を実施。